

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県では、平成8（1996）年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9（1997）年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定して以来、令和3（2021）年3月までに三次にわたる計画に基づき、複雑化・多様化する環境問題に適切に対処するための施策を計画的に推進してきました。

それまでの取組により、温室効果ガス排出量に一定の改善が図られたほか、再生可能エネルギー導入量が大幅に増加するなど、着実な成果を上げることができました。

このような中、平成28（2016）年の計画改定以後、国際情勢としては、「持続可能な開発目標」（SDGs）としての17のゴールの提示や、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効など、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が急速に高まるとともに、我が国においても、令和2（2020）年10月、首相の所信表明演説で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されるなど、本県の環境を取り巻く情勢が大きく変化してきたことから、令和3（2021）年3月に「第四次宮崎県環境基本計画」を策定しました。

第四次宮崎県環境基本計画では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組むことに加え、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

一方、令和2（2020）年10月の国のカーボンニュートラル宣言以降、脱炭素化に向けた動きが大きく加速しており、令和3（2021）年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現等が基本理念に規定されました。また、同年10月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、令和12（2030）年度の新たな温室効果ガス排出量の削減目標として、平成25（2013）年度比46%削減することが掲げられました。

本県においても、こうした脱炭素化に向けた動きに対応するため、本計画の一部を改定し、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた更なる施策の展開を図ることとします。

2 計画の性格と役割

本計画は、「宮崎県環境基本条例」第9条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたものであり、宮崎県総合計画の環境分野における部門別計画として位置づけられています。

また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけられています。

○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）

※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項及び第7項に規定する市町村が定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する基準は別途定める。

○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画

○「気候変動適応法」第12条に規定する地域気候変動適応計画

○「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画

さらに、本計画では、環境部門に関わる県民、団体、事業者、行政等の各主体（以下「各主体」という。）の果たすべき役割や取組の方向性を示し、各主体が一体となって、取組を推進していくこととします。

（1）県民

県民には、自らの日常生活と環境との関わりについての理解を深めるとともに、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むことが求められます。

（2）団体等

NPOやボランティア団体等には、それぞれの専門知識や技術を生かして、地域に根ざした取組を推進するとともに、県民、事業者、行政等との連携を図る中心的な役割を担うことが求められます。

（3）事業者

事業者には、事業活動が環境に影響を与えていることを認識するとともに、事業活動における環境への負荷を低減し、環境保全型のビジネススタイルへ転換することが求められます。

（4）市町村

市町村には、住民に最も身近な自治体として、地域の各主体が行う自主的・積極的な取組を支援するとともに、それぞれの地域的・社会的条件に応じた環境保全施策を推進することが求められます。

(5) 県

県は、本計画の基本目標の実現に向け、各主体の役割や取組の方向性を明らかにし、各主体間の連携を図るとともに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や近隣の県と協力・連携しながら、環境の保全のために必要な施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

また、その成果を公表し、適切な進行管理に努めます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3（2021）年度を初年度として令和 12（2030）年度を目標年度とする 10 年間とし、社会経済や環境を取り巻く状況の変化に対応するため、原則として 5 年後に見直しを行うこととします。

なお、環境指標（数値目標）の目標年度は令和 12（2030）年度としますが、計画の進捗管理を行うため、必要に応じて令和 7（2025）年度の中間目標を定めることとします。

4 対象とする環境

本計画では、「宮崎県環境基本条例」第 3 条に規定する基本理念や第 8 条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次の「環境」を対象とします。

- 森林、河川、海、動物、植物等の多様な自然環境
- 大気、水、土壌、騒音・振動、化学物質、廃棄物等の生活環境
- 景観や文化財、自然とのふれあい等の快適環境
- 地球規模での大気の組成や気候等の地球環境